

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



町県民税の納税通知書を送付します

本年度の町県民税納税通知書を、6月中旬に送付します。納期限までに納付してください。

今回送付する納税通知書は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの所得に対する町県民税です。

普通徴収(個人納付)分と、公的年金からの特別徴収(年金引き落とし)分の明細を記載した納

税通知書となります。

※給与からの特別徴収(給与引き落とし)分は事業所に送付しましたので、「特別徴収税額の決定通知書」を勤務先で受け取ってください。

※公的年金からの特別徴収は、4月1日現在、公的年金を受給している65歳以上の方が対象です。ただし、次の場合には対象になりません。

・公的年金の年額が18万円未満の場合

・介護保険料が公的年金から特別徴収(引き落とし)されていない場合

※所得の種類によっては特別徴収と普通徴収の両方の通知書が届く場合があります。

●町県民税の減免について

本町の町県民税の納税義務者の方で下表に該当する方は減免の適用を受けられますので、納期限までに申請してください。

申請には申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・免許証等)が必要です。詳細は、お問合せください。

問合せ先 役場 税務課

内線 175・176

町県民税の減免対象者と申請に必要な書類

対象	減免の対象となる町県民税額	申請に必要なもの
生活保護法の規定による保護を受ける方	保護を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の合計額の全部	・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・免許証等)
当該年度の賦課期日(1月1日)現在、勤労学生である方(前年中の合計所得金額が、75万円以下で、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下)	税額の全部	・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・免許証等) ・学生証・在学証明書(卒業者の方は卒業証書)のコピー
雇用保険法の規定によって基本手当の受給資格を有する方のうち、前年の合計所得金額が210万円以下の方	当該基本手当の支給対象となった日から当該基本手当を支給されないこととなった日までの間に到来する納期限に係る納付額(分離課税に係る所得割額は除く)の合計額の全部	・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・免許証等) ・雇用保険受給資格者証
前年の合計所得金額が210万円以下で、今年中の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比べて2分の1以下に減少すると認められる方	合計所得金額に対する所得割額の2分の1に相当する額	・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・免許証等) ・本年中の所得が前年所得の2分の1以下になると見込まれることが分かる書類(本年の所得見込額に関する計算書等)
本年1月2日以後に死亡した方のうち、前年の合計所得金額が210万円以下の方 ※相続人による申請	死亡後到来する納期限に係る納付額の合計額の全部	・申請者(相続人)の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・免許証等)
震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方	被害の状況に応じて判断されます	・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・免許証等) ・り災証明書